

令和3年度

宇佐市農業委員会  
第10回(1月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

## 宇佐市農業委員会第10回定例総会会議録

令和4年2月7日（月）午前10時より宇佐市役所本庁2階25・26会議室において会長が第10回（1月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

1番 赤坂 州男 委員	3番 西 時行 委員	6番 安部 仲雄 委員
7番 萩原 久邦 委員	8番 久保田 昭廣 委員	11番 佐藤 俊徳 委員
13番 永岡 卓己 委員	17番 池田 雅彦 委員	18番 安藤 宝太 委員

欠席委員

2番 安倍 隆司 委員	4番 久保 公志郎 委員	5番 永松 徳章 委員
9番 安部 正博 委員	10番 川谷 正一 委員	12番 河野 一雄 委員
14番 丹生 猛 委員	15番 塚崎 正和 委員	19番 阿部 善浩 委員

事務局

石川局長、樋田農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係谷本主事

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2	議案	第61号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案	第62号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案	第63号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案	第64号	非農地証明願について
	議案	第65号	農用地利用集積計画(案)の決定について
	議案	第66号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
	報告	第34号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告	第35号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の 解約通知について
	報告	第36号	2a未満の農業用施設用地への転用の届出について
	報告	第37号	農地所有適格法人適格要件の届出について

報告 第38号 宇佐市農地賃借料情報について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第10回1月の定例総会を開会いたします。

今日は、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため出席人数をしばっており、

2番 安倍隆司 委員、4番 久保公志郎 委員、5番 永松徳章 委員、9番 安部正博 委員、10番 川谷正一 委員、12番 河野一雄 委員、14番 丹生猛 委員、15番 塚崎正和 委員、19番 阿部善浩 委員、8名の方に欠席していただいております。

ただ今の出席委員は19名中10名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、6番 安部 伸雄 委員、7番 萩原 久邦 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の谷本主事を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。議案第61号3条許可申請は17件で、地区毎の内訳は、長洲地区 所有権移転1件、2筆、502㎡、宇佐地区 所有権移転4件、10筆、7,119㎡、駅川地区 所有権移転2件、6筆、3,919㎡、四日市地区 所有権移転6件、14筆、19,706㎡、院内地区 所有権移転4件、10筆、7,669㎡となっています。

2 ページをお開きください。

議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、  
別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和4年2月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

3 ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

贈与による所有権移転です。

親から子へ農地を贈与するものです。

4 ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受  
人が農地を取得するものです。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

贈与による所有権移転です。

親戚から贈与により譲受人が農地を取得するものです。

宇佐地区 番号3 【議案書番号宇佐3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を  
取得するものです。

宇佐地区 番号4 【議案書番号宇佐4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、営農を開始する譲受人が  
農地を取得するものです。

6 ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地  
を取得するものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受  
人が農地を取得するものです。

7 ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取

得するものです。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

8ページをお開きください。

四日市地区 番号5【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号6【議案書番号四日市6朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

9ページをご覧ください。

院内地区です。

院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

番号2と3は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

院内地区 番号2【議案書番号院内2朗読】

院内地区 番号3【議案書番号院内3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

10ページをお開きください。

院内地区 番号4【議案書番号院内4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基

づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和4年2月2日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中3名、農地利用最適化推進委員6名中3名出席のもと開催いたしました。

議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区1件、宇佐地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和4年2月3日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中5名、農地利用最適化推進委員13名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区2件、四日市地区6件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和4年2月1日午前10時より、安心院支所視聴覚室において、農業委員7名中5名、農地利用最適化推進委員11名中5名出席のもと開催いたしました。

議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」

院内地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第61号は原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に、議案第62号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。  
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第62号4条許可申請は1件で、地区毎の内訳は、宇佐地区1件、1筆、346㎡となっています。  
11ページをお開きください。  
議案第62号「農地法第4条の規定による許可申請について」農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求めます。  
令和4年2月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
12ページをお開きください。  
宇佐地区です  
宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】  
農業用施設への転用です。農業用倉庫及び苗置場を整備する計画です。  
立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 　はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第62号「農地法第4条の規定による許可申請について」宇佐地区1件について、担当地区委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があった通りです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 　ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 　よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第62号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので、議案第62号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 　議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第63号 5条許可申請は4件となっています。  
地区ごとの内訳は、駅川地区、所有権移転1件、1筆、195㎡、四日市地区、所有権移転2件、4筆、1,384㎡、安心院地区、所有権移転1件、1筆、533㎡となっています。

13ページをお開きください。



議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定によ  
り、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和4年2月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
14ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途  
地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農  
地は、許可をすることができることとなっております。

15ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場及び廃車置場用地としての転用で、申請者が経営する板  
金工場の駐車場及び廃車置場を整備する計画です。

立地基準としては、申請に係る農地から300メートル以内に  
鉄道の駅が存することから、第3種農地に該当します。第3種農  
地は、許可をすることができることとなっております。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

資材置場用地としての転用で、貸資材置場を整備する計画で  
す。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占  
める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当  
すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができる  
こととなっております。

16ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団  
の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該  
申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の  
周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地など  
もないことから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準  
運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべ  
てを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
駅川地区1件、四日市地区2件について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。  
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、本地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
安心院地区1件について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。  
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、本地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第63号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第63号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第64号「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第64号非農地証明願は、17件で、地区ごとの内訳は、長洲地区1件、1筆、958㎡、宇佐地区2件、3筆、687㎡、駅川地区3件、4筆、2,145㎡、四日市地区5件、14筆、5,062㎡、安心院地区4件、8筆、6,789㎡、院内地区2件、2筆、818㎡となっています。

17ページをお開きください。

議案第64号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和4年2月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

18ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

平成12年3月頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

19ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

平成5年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

宇佐地区 番号2【議案書番号宇佐2朗読】

昭和61年頃から進入路として利用しているため非農地証明願を行うものです。

20ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

昭和51年5月4日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

昭和52年12月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】

昭和52年12月頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

21ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

平成3年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難で

あるため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

昭和55年頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

昭和55年頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市4朗読】

昭和47年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号5【議案書番号四日市5朗読】

昭和56年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

23ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

平成8年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号2【議案書番号安心院2朗読】

平成4年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号3【議案書番号安心院3朗読】

昭和61年2月頃から公道として利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号4【議案書番号安心院4朗読】

昭和52年8月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

25ページをご覧ください。

院内地区です。

院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

昭和63年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

院内地区 番号2【議案書番号院内2朗読】

昭和63年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第64号「非農地証明願について」

長洲地区1件、宇佐地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第64号「非農地証明願について」

駅川地区3件、四日市地区5件について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第64号「非農地証明願について」

安心院地区4件、院内地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議 長 議案第64号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第64号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第65号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 26ページをお開きください。

議案第65号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和4年2月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
27ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、28ページ以降のようになっております。

続きまして、36ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、37ページ以降のようになっております。

続きまして、57ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転朗読 事細かに説明】

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合するものであり、それぞれ利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第65号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第65号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第65号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第65号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第65号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。  
次に、議案第66号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 64ページをお開きください。  
議案第66号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)について市長より意見調書の依頼があったので審議を求め

る。  
令和4年2月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
65ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、66ページ以降のようになっております。先ほどの農用地利用集積計画(案)で農地の貸し手が大分県農地中間管理機構に農地を貸付け、その農地をこの農用地利用配分計画(案)にて農地中間管理機構が借り手へ貸付けるといった内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律によりまして、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第66号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、長洲地区、宇佐地区の農用地利用配分計



画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。”

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第66号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、駅川地区、四日市地区の農用地利用配分計画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第66号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、駅川地区、四日市地区の農用地利用配分計画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第66号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第号は原案のとおり承認しました。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。

報告第34号から第38号までを一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。

83ページをお開き下さい。

報告第34号「農地法第3条の3の規定による届出について」  
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和4年2月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は84ページからの11件がございました。

地区別の内訳は、長洲地区3件、5筆、5,339㎡、宇佐地区1件、2筆、1,852㎡、駅川地区3件、35筆、20,705㎡、四日市地区3件、16筆、17,866㎡、安心院地区1件、17筆、15,382㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

93ページをお開き下さい。

報告第35号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和4年2月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は94ページからの25件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区3件、8筆、14,276㎡、宇佐地区5件、35筆、37,434㎡、駅川地区4件、24筆、17,951㎡、四日市地区10件、26筆、39,335㎡、院内地区3件、6筆、4,065㎡となっております。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

107ページをお開きください。

報告第36号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和4年2月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は108ページからの1件がございました。地区毎の内訳は、駅川地区1件、1筆、42㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

109ページをお開きください。

報告第37号「農地所有適格法人適格要件の届出について」  
農地法第2条第3項の要件を満たす旨の届出について確認したので、ここに報告する。

令和4年2月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は110ページの四日市地区1件となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件等を確認し、いずれも要件を満たしていることから、届出を受理しております。

別綴じの報告第38号をご覧ください。

報告第38号「宇佐市農地賃借料情報について」

農地法第52条の規定により、別紙のとおり農地の賃借料の情報を提供するにあたり、ここに報告する。

令和4年2月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内容は、令和3年1月から令和3年12月までに公告された賃貸借のデータを集計したもので1ページと2ページのとおりです。物納の場合は、令和3年産のヒノヒカリー等の農協買取り価格に換算しています。

内容につきましては記載のとおりでございます。

なお、今年度発行分の農業委員会だよりも掲載する予定です。

以上で報告の説明を終わります。

議長 長 ただ今の報告第34号から第38号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。発言のある方は挙手をお願いします。

久保田委員 報告第38号の内容について質問です。  
第52条とはどういった規定のものですか。

事務局 法令の内容としては、農地賃借料情報については公表しなければならないという規定のものです。

久保田委員 これは年に一度提示しているのですか。

事務局 毎年この時期に報告しています。

久保田委員 この内容については、長洲・宇佐地区審議会の中でも議論になりました。また、賃借料の設定についてはあくまで双方の話し合いによるものと聞きました。ただ、近年の米価の変動や原油の高騰により肥料農薬の値段なども上がり続けている状況にあります。農地を守る農業者としては賃借料についても見直していかなければならないと思う状況にあって、こういった数字が出てきた。賃借料の算定の仕方について物納のキロ数が市によって異なるとも聞きますし、見直しの時期が来ていると思いたしますがいかがですか。

あくまでも双方で協議ということならその賃借料は誰が決める

のか。以前は選定委員会というものがあつたようだが、実情に応じ、農業委員会が中心となって賃借料の見直しなども考えていくべきではないかと思ひます。

議 長 　　ただいまの質問について、他の委員からも質問があればお願いしします。

永岡委員 　追加で質問します。

この算出の仕方について、賃借料の発生しない使用貸借については収集の対象から外しているとのことですが、その理由を教えてください。また、その除外した母数はわかりますか。

事務局 　賃借料情報としては、あくまで賃借料の発生する貸借の平均値情報を公表するものです。ご質問の使用貸借について例えば、農業者年金の関係などから親子間で貸借をしている場合があります。そういった場合の無償での数字まで計上してしまうと、賃借料の情報としては支障がありますので除外しております。近隣他市も、物納の反当が30キロか60キロの違いはありますが、同様の算出方法であると聞いています。

使用貸借のデータ数についての情報は現在持ち合わせていません。

議 長 　　ほかに質問はありませんか。

久保田委員 　先ほど農業委員会だより等で公表するということでしたが、あくまでも参考としての情報ということですが、この内容が皆さんに周知されると、農業委員会が設定した数字として賃借料の指標と捉える方が多いと思ひます。双方で協議といつても、この数字を決まったものとして考えられるのではないか。

また使用貸借を除外するのは私も疑問です。水利費などもどちらが支払うのかは地域によって異なると聞いています。農業委員会の意義として、議案の内容を許可相当で通すだけでは役割として十分ではないとの意見もあります。地域での状況も聞いて、農業の問題提起を議論すべきと思ひます。

事務局長 　事務局長の石川です。久保田委員の質問内容については十分理解できる場所です。先ほどの事務局説明で少し不足していた分を補足説明させていただきます。

ただ、数字の正確性については間違いがあつてはならないので、私自身でもデータについては改めて統計値を計算しました。そのなかで最頻値としても算出したところ、先ほどお話の中で出ていました、物納の計算としては反当60キロの方法で計算して

いる方が最も多いという結果でした。

また、以前あった価格の選定委員会が無くなった経緯については確認不足ですが、あくまで参考の情報の報告とはいえ何かの形で皆様に合意していただくというのにも必要なことかと感じます。その上で、前回の地区審議会でお示しした情報と若干異なっている点としましては、最高額の表示については削除しました。その理由としましては、賃借料として反当での計算ではなく全体面積での金額設定をしている方もおられた為です。そういった金額は反当いくらとしての賃借料情報からは少し離れた金額になりうるため、誤解を避けるためにも今回最高額という記載は割愛させていただきたいと考えました。

いずれにしても、委員さん皆さんの疑問やご意見としては受け止め、私たち事務局としましては皆様との合意形成を図っていきたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

久保田委員 内容について地区審からの改善点については理解できました。  
ただ、私の伝えたいこととしましては、金額についてのことだけでなく、先ほどお伝えした農業委員会の役割としては、問題提起して農業について中心となって審議していくことだと考えますので、その点を考えていってもらいたいと思います。よろしくお願い致します。

西委員 今回報告に上がっているのは賃借料の情報についてですね。これはあくまで現在の公開できる情報としてのものだと思います。  
さきほど議論にあった、金額を決定する指標として賃借料の設定にするとというのは、責任を持って数値の策定が必要なので難しいと考えます。

議長 なので設定は出来ないということですね。  
賃借料は高い低い様々なご意見があると思います。高い価格になれば農地としての価値も上がってくるという考え方もあると思います。私自身の考えとしましては、農地の条件等も踏まえて金額の高低に踏み込むよりは、農地の集積集約に取り組むことを大事にした方が良いと思います。面的な整備や集積により耕作の条件を向上して農業の効率が良くなれば金額はついてくるものと思いますし、面積が小さくて纏まっていなければ金額を上げるのは難しいなどの状況もあると思います。あくまで目安としての数値はこの情報で示せるものと考えます。

議長 ほかに質問等はありませんか。

事務局

(発言なし)

質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。

それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

来月2月の令和3年度第11回定例総会は、3月7日月曜日、午前10時から本庁2階25・26会議室で行う予定にしておりますので、よろしく申し上げます。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第10回定例総会を閉会いたします。

午前 時 分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和4年2月7日

議 長 菅原 維範 ⑩

署名委員 安部 仲雄 ⑩

署名委員 萩原 久邦 ⑩

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。